

中国国家知識産権局の告示：特許証および副本の構成の変更

中華人民共和国の国家知識産権局（「SIPO」）は、経済および法務活動の従事者のニーズを満たすため、便利な透明性の高いインターネットプラットフォームを通して、特許権者および公衆にリアルタイムで情報を提供しているが、このたび特許証およびその副本の構成がさらに最適化されることになった。SIPO は 2018 年 2 月 22 日の告示 [257] で、特許証およびその副本の新しいバージョンの発行について発表した。それによると、新しい特許証およびその副本には、特許公報は含まれない。その代わりに、特許公報は電子版で入手可能となる。SIPO は、以下の 2 段階で特許証および副本の構成を変更していく。

1. 2018 年 3 月 2 日（当日を含む）から 2018 年 4 月 24 日（当日を除く）までに付与された特許の場合、特許証には、特許証の表紙と特許公報のタイトルページが含まれる。
2. 2018 年 4 月 24 日（当日を含む）以降に付与される特許の場合、新バージョンの特許証およびその副本が採用される。即ち、特許証に特許公報は含まれないが、公告番号および特許権者の住所が記載される。

この告示に従い、2018 年 3 月 2 日から 2018 年 4 月 24 日までの移行期間では、特許証および副本は旧バージョンで発行されるものの、特許証の表紙と特許公報のタイトルページのみが含まれる。この期間の後に付与される特許については、SIPO は新バージョンの特許証および副本を発行する。新旧バージョンの特許証および副本はどちらも、同じ法的効力を有する。旧バージョンで発行された特許証および副本に関して、SIPO は、別段の規定がない限り、差し替え用として新バージョンを発行することはない。

SIPO は特許公報を発行しないが、特許権者および公衆は公告日以降、中国特許公開・公告ウェブサイト：<http://epub.sipo.gov.cn> において、対応する特許公報を閲覧およびダウンロードできる。

新バージョンの特許証の構成に関して、SIPO が今回の告示で発表したのは、公告番号および特許権者の住所の記載を含めることだけであった。当所は引き続き進展を追跡し、ニュースレターで最新情報をお伝えしていく。